明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一四）　一
〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産三〇四五～三〇六三）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委員会二二、二三）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六
官庁
被害回復給付金裁定表記載、基本測量関係事項関係　一三
特殊法人等
特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、平成二十五年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四九

訓令

○外務省訓令第十四号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中南米の項中

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州

を、

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州
在ベレン日本国総領事	ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州

に改め、

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。